

令和2年6月12日

市区町村社会福祉協議会 事務局長 様

三井住友海上火災保険株式会社
愛知中央支店 金融法人課長 宮永 剛

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
事務局長 梅村 文彦
(公印省略)

＜ご案内＞新型コロナウイルス感染症に対する ボランティア活動保険の補償について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ボランティア活動保険で新型コロナウイルスを補償するよう進めてまいりましたが、2月1日に遡及して新型コロナウイルス感染症補償を対象とすることが正式に決定いたしましたので以下の通りご報告いたします。

各市区町村社協ご担当者様には大変ご迷惑をおかけいたしました。今後ともよろしくお願いたします。

記

1. ボランティア活動保険 新型コロナウイルス補償拡大について

(1) 補償内容

以下2特約について、特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス感染症）を追加し、補償の対象となります。

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
- 特定感染症危険「葬祭費用」補償特約

※ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償されます。
ボランティア活動中の感染か否かは、感染前後の状況等を確認し保険会社にて判断します。

(2) 適用期間

この取扱いは令和2年2月1日に遡って補償します

2. お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課 (担当：五十畑)
TEL. 052-223-4360

以上